

教 県 第 4 6 - 2 号
令和 3 年 4 月 1 3 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の休暇の取扱いの変更について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、令和 2 年 10 月 27 日付け教県第 486-1 号「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の休暇の取扱いについて（通知）」の取扱いが変更となりました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の休暇の取扱いについては、別添のとおり取り扱うこととしましたので、参考を送付します。

なお、別添の下線部が変更点となります。

担 当：県立学校人事課
学事・働き方改革担当 三澤
電 話：048-830-6735

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第1項第14号の特別休暇（いわゆる交通遮断休暇）、県立学校等非常勤講師取扱要綱第7第2項(4)の休暇（交通遮断休暇）、埼玉県立学校会計年度任用職取扱要綱第7第4項(4)の休暇（交通途絶休暇）及び外国語指導助手取扱要綱第14条第4項の休暇（いわゆる交通途絶休暇）について

1 職員が次に掲げる場合に該当するときは、交通遮断休暇（交通途絶休暇）として取り扱うものとする。

- (1) 職員が検疫法第16条第2項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合【新規】
- (2) 検疫法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づき、職員、職員と同居している若しくは長時間の接触のあった親族等又は長時間の接触のあった同僚職員が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む。）で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合【新規】
- (3) 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、職員と同居している若しくは長時間の接触のあった親族等又は長時間の接触のあった同僚職員が、外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合【一部変更】
- (4) 職員、職員と同居している若しくは長時間の接触のあった親族等又は長時間の接触のあった同僚職員に発熱等の風邪症状が見られること等から勤務しないことがやむを得ないと認められる場合【一部変更】
- (5) 職員の親族等に発熱等の風邪症状が見られることから、看護又は介護を行う必要があつて勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

2 留意事項

- (1) 1の(2)から(5)の「親族等」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該者の親族並びに職員と同居している者を含む。
- (2) 1の(5)の「勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」とは、風邪症状のある親族等の看護・介護を行う必要があり職員以外に看護・介護を行う者がいないことから仕事を休まざるを得ないと認められる場合をいう。
- (3) 1の(6)の「その他の事情」とは、例えば、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学童保育の休止や幼稚園、保育所の休園等をいう。
- (4) 1の(6)の「世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」とは、例えば、共働き家庭などの留守家庭で子供の預け先がなく子供だけで留守番をすることが困難な場合であつて、職員以外に世話を行う者がいないことから仕事を休まざるを得ない場合をいう。

3 適用開始日

令和3年2月13日